

# 熊本県公報

号外 第14号  
平成18年3月23日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則……………(人事委員会) 1
- 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則……………( " ) 5
- 熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則( " ) 7
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 15
- 熊本県職員の地域手当に関する規則……………( " ) 15
- 熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 17
- 熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 23
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 24
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 52
- 熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 53
- 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則……………( " ) 54
- 公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則……………( " ) 55
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 56
- 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………( " ) 57
- 熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程……………( " ) 57
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程……………( " ) 57
- 熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する規程……………( " ) 59

### 登 載 依 頼

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

### 熊本県人事委員会規則第4号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則  
(最高の号給を超える給料月額の切替え)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)附則第4項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号)附則第3項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第43号)附則第3項に規定する平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)における別表の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。)に応じて別表に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

### 附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 最高の号給を越える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成17年熊本県人事委員会規則第43号)は、廃止する。

## 別表

## (その1) 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
383,000	111	111	112	112	113	
5 級	383,000	109	110	111	112	113
6 級	418,700	89	90	91	92	93
7 級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8 級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10 級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45
11 級	580,300	37	38	39	40	41

## (その2) 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2 級	384,900	129	130	131	132	133
	387,400	133	134	135	136	137
	389,900	137	138	139	140	141
	392,400	141	142	143	144	145
3 級	417,200	137	138	139	140	141
4 級	428,200	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
6 級	457,300	89	90	91	92	93
7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10 級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

## (その3) 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	371,700	113	114	115	116	117
	374,400	117	118	119	120	121
5級	579,900	69	70	71	72	73

## (その4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	515,800	89	90	91	92	93
	519,200	93	94	95	96	97
3級	572,000	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

## (その5) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4級	386,900	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85
7級	491,600	49	50	51	52	53

## (その6) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

## (その7) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

## (その8) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

### 熊本県人事委員会規則第5号

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)附則第7項から第9項まで、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号)附則第6項から第8項まで、及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第43号)附則第6項から第8項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 改正前の規則 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第11号)による改正前の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)をいう。

(2) 切替日 平成18年4月1日をいう。

(3) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第2に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

(4) 基準級切替日の前日においてその者が属していた職務の級(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級)をいう。

(5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

(6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和63年熊本県条例第6号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

エ 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成13年熊本県条例第53号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間

カ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により大学院修学休業をしていた職員

キ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第13条に規定する病気休暇又は第15条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

(7) 復職時調整 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第24条の2の規定による号給の調整をいう。

(8) 再任用職員異動 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

(9) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第3条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第7項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第6項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員

(5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に



があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。  
附 則  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第6号**

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。第3条において「大学教育職員給与条例」という。）第7条の2」を削る。  
第3条中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるとときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改め、「、大学教育職員給与条例第6条の2」を削る。  
第4条を次のように改める。  
第4条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項まで、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項から第8項まで、又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額100分の25」とあるのは、「給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項まで、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項から第8項まで、又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。別表第1熊本県立大学の部を削る。  
別表第3を次のように改める。

## 別表第3（第3条関係）

## ア 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円。ただし、1号給6,030円、2号給6,079円、3号給6,129円、4号給6,178円、5号給6,228円、6号給6,277円、7号給6,327円、8号給6,376円、9号給6,426円、10号給6,484円
2 級	8,500円。ただし、1号給8,271円、2号給8,352円、3号給8,433円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円

## イ 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,900円。ただし、1号給7,029円、2号給7,105円、3号給7,182円、4号給7,258円、5号給7,326円、6号給7,407円、7号給7,488円、8号給7,569円、9号給7,645円、10号給7,722円、11号給7,798円、12号給7,875円
2 級	8,700円。ただし、1号給7,717円、2号給7,798円、3号給7,879円、4号給7,960円、5号給8,041円、6号給8,145円、7号給8,248円、8号給8,352円、9号給8,451円、10号給8,563円、11号給8,676円
3 級	9,400円。ただし、1号給8,905円、2号給8,995円、3号給9,085円、4号給9,175円、5号給9,265円、6号給9,355円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

## ウ 医療職給料表（1）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800円。ただし、1号給10,584円、2号給10,696円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

## エ 医療職給料表（2）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、1号給7,924円、2号給7,996円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

## オ 医療職給料表(3)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円。ただし、1号給6,817円、2号給6,880円、3号給6,943円、4号給7,006円、5号給7,069円、6号給7,137円、7号給7,204円、8号給7,272円、9号給7,330円、10号給7,402円、11号給7,474円、12号給7,546円、13号給7,609円、14号給7,699円、15号給7,789円、16号給7,879円、17号給7,974円
2 級	9,400円。ただし、1号給8,023円、2号給8,118円、3号給8,212円、4号給8,307円、5号給8,401円、6号給8,505円、7号給8,608円、8号給8,712円、9号給8,820円、10号給8,883円、11号給8,946円、12号給9,009円、13号給9,072円、14号給9,139円、15号給9,207円、16号給9,274円、17号給9,337円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

## カ 教育職給料表（2）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円。ただし、1号給6,615円、2号給6,682円、3号給6,750円、4号給6,817円、5号給6,889円、6号給6,970円、7号給7,051円、8号給7,132円、9号給7,213円、10号給7,303円、11号給7,393円、12号給7,483円、13号給7,569円、14号給7,668円、15号給7,767円、16号給7,866円、17号給7,969円、18号給8,082円、19号給8,194円、20号給8,307円、21号給8,419円、22号給8,496円、23号給8,572円、24号給8,649円、25号給8,716円、26号給8,793円、27号給8,869円、28号給8,946円
2 級	11,100円。ただし、1号給8,572円、2号給8,649円、3号給8,725円、4号給8,802円、5号給8,883円、6号給8,959円、7号給9,036円、8号給9,112円、9号給9,193円、10号給9,279円、11号給9,364円、12号給9,450円、13号給9,526円、14号給9,616円、15号給9,706円、16号給9,796円、17号給9,882円、18号給10,003円、19号給10,125円、20号給10,246円、21号給10,372円、22号給10,503円、23号給10,633円、24号給10,764円、25号給10,890円、26号給11,020円
3 級	12,000円（熊本県立学校職員の給与に関する条例別表の備考に定める職員にあっては12,200円）
4 級	13,200円

## キ 教育職給料表（3）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、1号給6,615円、2号給6,682円、3号給6,750円、4号給6,817円、5号給6,889円、6号給6,970円、7号給7,051円、8号給7,132円、9号給7,213円、10号給7,303円、11号給7,393円、12号給7,483円、13号給7,569円、14号給7,668円、15号給7,767円、16号給7,866円、17号給7,969円、18号給8,082円、19号給8,194円、20号給8,307円
2 級	10,900円。ただし、1号給7,308円、2号給7,402円、3号給7,497円、4号給7,591円、5号給7,681円、6号給7,780円、7号給7,879円、8号給7,978円、9号給8,082円、10号給8,203円、11号給8,325円、12号給8,446円、13号給8,572円、14号給8,649円、15号給8,725円、16号給8,802円、17号給8,883円、18号給8,959円、19号給9,036円、20号給9,112円、21号給9,193円、22号給9,279円、23号給9,364円、24号給9,450円、25号給9,526円、26号給9,616円、27号給9,706円、28号給9,796円、29号給9,882円、30号給10,003円、31号給10,125円、32号給10,246円、33号給10,372円、34号給10,503円、35号給10,633円、36号給10,764円、37号給10,890円
3 級	11,600円（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例別表の備考に定める職員にあつては11,800円）
4 級	12,800円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第3条の改正規定中「、大学教育職員給与条例第6条の2」を削る部分及び別表第1熊本県立大学の部を削る改正規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。)第7条、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。)第8条及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号。以下「市町村立学校給与条例」という。)第8条の規定により給料月額を調整を行う職を占める職員(次項において「給料月額の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則第3条の規定による給料月額の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整額を乗じて得た額(一般職員給与条例第5条の2、県立学校給与条例第6条の2及び市町村立学校給与条例第6条の2に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料月額の調整額として支給する。
  - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - (1) この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料月額の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
  - (2) 施行日以後に新たに給料月額の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に新たに給料月額の調整額適用職員になったとした場合に熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)第1条の規定による改正前の一般職員給与条例、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第42号)による改正前の県立学校給与条例及び熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第43号)による改正前の市町村立学校給与条例並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
  - (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。)施行日の前日に当該場合に該当することとなった職員(次に掲げる場合に該当することとなった職員)に同日に新たに給料月額の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなった職員(当該場合に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第5号)第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額  
ア 給料表の適用を異にする異動をした場合  
イ 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則第4条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員
  - (4) 施行日以後に、国家公務員、他の地方公共団体に勤務する者、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額
- 4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第7号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
 熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。第3条において「大学教育職員給与条例」という。）第8条」を削る。

第3条中「、大学教育職員給与条例第6条の2」を削り、同条の次に次の1条を加える。  
 第4条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項まで、又は熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項から第8項までの規定による給料を支給される職員に関する前条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項まで、又は熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。  
 別表熊本県立大学の部を削る。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条の改正規定並びに別表の熊本県立大学の部を削る改正規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第8号**

熊本県職員の地域手当に関する規則  
 熊本県職員の調整手当に関する規則（昭和45年熊本県人事委員会規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地域手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（一般職員給与条例第9条の2及び県立学校給与条例第10条の2の規定による地域手当）  
 第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号。以下「一般職員給与条例」という。）第9条の2第1項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号。以下「県立学校給与条例」という。）第10条の2第1項の人事委員会規則で定める地域は別表に掲げる地域とする。

第3条 一般職員給与条例第9条の2第2項及び県立学校給与条例第10条の2第2項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。  
 （一般職員給与条例第9条の4第3項及び県立学校給与条例第10条の3第3項の規定による地域手当）

第4条 一般職員給与条例第9条の4第3項及び県立学校給与条例第10条の3第3項の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫
- (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (3) 前2号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

第5条 一般職員給与条例第9条の4第3項又は県立学校給与条例第10条の3第3項の規定により地域手当を支給される職員は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 次のア及びイのいずれにも該当する職員で、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前1年以内の国家公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に一般職員給与条例第9条の4第1項又は県立学校給与条例第10条の3第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるもの
  - ア 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者であること。
  - イ 適用日前1年以内の国家公務員等として勤務していた期間に第2条に規定する地域において勤務していた者（適用日前1年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き国家公務員等となったものにあつては、当該期間に同条に掲げる地域において勤務していた者）であること。

- (2) 適用日前1年以内の国家公務員等として勤務していた期間に人事委員会の定める地域（以下「対象地域」という。）において勤務していた者（適用日前1年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等により引き続き国家公務員等となったものにあつては、当該期間に対象地域において勤務していた者）で、対象地域に引き続き1年以上在勤し、前号アに該当するもの（前号に掲げるものを除く。）

2 前項第1号に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、同号の場合に具備することとなる一般職員給与条例第9条の4第1項又は県立学校給与条例第10条の3

第1項の支給要件に基づき、一般職員給与条例第9条の4第1項又は県立学校給与条例第10条の3第1項の規定により支給されることとなる額及び期間とする。前項第2号に規定する職員については、人事委員会の定める額及び支給期間とする。

(端数計算)

第6条 一般職員給与条例第9条の2第2項若しくは第9条の3又は県立学校給与条例第10条の2第2項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。一般職員給与条例第15条の5第4項及び第5項、第15条の6第3項並びに第16条並びに県立学校給与条例第16条第4項及び第5項、第17条第3項並びに第20条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

(支給地域等の見直し)

第7条 一般職員給与条例第9条の2第1項及び県立学校給与条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める地域並びに一般職員給与条例第9条の2第2項及び県立学校給与条例第10条の2第2項の地域手当の級地については、国に準じて見直すものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第9条の2及び県立学校給与条例第10条の2の規定による地域手当の支給割合)

2 平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第9条の2第2項各号及び県立学校給与条例第10条の2第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。

(平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合)

3 平成22年3月31日までの間における一般職員給与条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、100分の11とする。

(雑則)

4 附則第2項及び第3項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表

支 給 割 合	都 道 府 県	支 給 地 域
100分の13	東京都	特別区
100分の11	東京都	府中市
	愛知県	名古屋市
	大阪府	大阪市
100分の7	福岡県	福岡市
100分の5	東京都	清瀬市
100分の4	神奈川県	茅ヶ崎市
100分の3	長崎県	長崎市
100分の1	福岡県	太宰府市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

別表 (第2条、第3条関係)

都道府県	支給地域	級地
東京都	特別区	1級地
	清瀬市	2級地
	府中市	3級地
神奈川県	茅ヶ崎市	4級地
愛知県	名古屋市	3級地
大阪府	大阪市	2級地
福岡県	福岡市	4級地
	太宰府市	6級地
長崎県	長崎市	6級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称

を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第9号**

熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条中「、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

教育職給料表（3）の適用を受ける者（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	5,000	5,400	10,700	17,100
	2	5,000	5,400	10,700	17,100
	3	5,000	5,400	10,700	17,100
	4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5	5,200	5,700	11,100	17,500
	6	5,200	5,700	11,100	17,500
	7	5,200	5,700	11,100	17,500
	8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9	5,400	6,000	11,500	17,900
	10	5,400	6,000	11,500	17,900
	11	5,400	6,000	11,500	17,900
	12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13	5,600	6,300	12,400	18,300
	14	5,600	6,300	12,400	18,300
	15	5,600	6,300	12,400	18,300
	16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17	5,900	6,600	12,800	18,700
	18	5,900	6,600	12,800	18,700
	19	5,900	6,600	12,800	18,700
	20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21	6,200	7,000	13,200	19,000
	22	6,200	7,000	13,200	19,000
	23	6,200	7,000	13,200	19,000
	24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25	6,500	7,300	13,600	19,400
	26	6,500	7,300	13,600	19,400
	27	6,500	7,300	13,600	19,400
	28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29	6,800	7,600	14,000	19,600
	30	6,800	7,600	14,000	19,600
	31	6,800	7,600	14,000	19,600
	32	6,800	7,600	14,000	19,600

	33	7,100	7,900	14,400	19,900
	34	7,100	7,900	14,400	19,900
	35	7,100	7,900	14,400	19,900
	36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200
	38	7,400	8,300	14,800	
	39	7,400	8,300	14,800	
	40	7,400	8,300	14,800	
	41	7,700	8,900	15,100	
	42	7,700	8,900	15,100	
	43	7,700	8,900	15,100	
	44	7,700	8,900	15,100	
	45	8,000	9,300	15,500	
	46	8,000	9,300	15,500	
	47	8,000	9,300	15,500	
	48	8,000	9,300	15,500	
	49	8,300	9,700	15,900	
	50	8,300	9,700	15,900	
	51	8,300	9,700	15,900	
	52	8,300	9,700	15,900	
	53	8,600	10,500	16,300	
	54	8,600	10,500	16,300	
	55	8,600	10,500	16,300	
	56	8,600	10,500	16,300	
	57	8,800	10,900	16,700	
	58	8,800	10,900	16,700	
	59	8,800	10,900	16,700	
	60	8,800	10,900	16,700	
	61	9,100	11,300	17,100	
	62	9,100	11,300	17,100	
	63	9,100	11,300	17,100	
	64	9,100	11,300	17,100	
	65	9,400	12,100	17,400	
	66	9,400	12,100	17,400	
	67	9,400	12,100	17,400	
	68	9,400	12,100	17,400	
	69	9,700	12,500	17,700	
	70	9,700	12,500	17,700	
	71	9,700	12,500	17,700	
	72	9,700	12,500	17,700	
	73	9,900	12,900	18,000	
再任用職員	74	9,900	12,900	18,000	
以外の職員	75	9,900	12,900	18,000	
	76	9,900	12,900	18,000	
	77	10,200	13,300	18,300	
	78	10,200	13,300	18,300	
	79	10,200	13,300	18,300	
	80	10,200	13,300	18,300	
	81	10,400	13,700	18,500	

82	10,400	13,700	18,500	
83	10,400	13,700	18,500	
84	10,400	13,700	18,500	
85	10,600	14,000	18,700	
86	10,600	14,000	18,700	
87	10,600	14,000	18,700	
88	10,600	14,000	18,700	
89	10,800	14,400	18,900	
90	10,800	14,400	18,900	
91	10,800	14,400	18,900	
92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94	11,000	14,700		
95	11,000	14,700		
96	11,000	14,700		
97	11,200	15,000		
98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		
102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		
110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		
125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		

	130		17,200		
	131		17,200		
	132		17,200		
	133		17,400		
	134		17,400		
	135		17,400		
	136		17,400		
	137		17,600		
	138		17,600		
	139		17,600		
	140		17,600		
	141		17,700		
	142		17,700		
	143		17,700		
	144		17,700		
	145		17,800		
	146		17,800		
	147		17,800		
	148		17,800		
	149		17,900		
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第2

教育職給料表（2）の適用を受ける者（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000

24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	
51	8,300	11,300	17,400	
52	8,300	11,300	17,400	
53	8,600	12,100	17,700	
54	8,600	12,100	17,700	
55	8,600	12,100	17,700	
56	8,600	12,100	17,700	
57	8,800	12,500	18,000	
58	8,800	12,500	18,000	
59	8,800	12,500	18,000	
60	8,800	12,500	18,000	
61	9,100	12,900	18,300	
62	9,100	12,900	18,300	
63	9,100	12,900	18,300	
64	9,100	12,900	18,300	
65	9,400	13,300	18,500	
66	9,400	13,300	18,500	
67	9,400	13,300	18,500	
68	9,400	13,300	18,500	
69	9,700	13,700	18,700	
70	9,700	13,700	18,700	
71	9,700	13,700	18,700	
72	9,700	13,700	18,700	

再任用職員  
以外の職員

73	9,900	14,000	18,900
74	9,900	14,000	18,900
75	9,900	14,000	18,900
76	9,900	14,000	18,900
77	10,200	14,400	19,100
78	10,200	14,400	
79	10,200	14,400	
80	10,200	14,400	
81	10,400	14,700	
82	10,400	14,700	
83	10,400	14,700	
84	10,400	14,700	
85	10,600	15,000	
86	10,600	15,000	
87	10,600	15,000	
88	10,600	15,000	
89	10,800	15,400	
90	10,800	15,400	
91	10,800	15,400	
92	10,800	15,400	
93	11,000	15,700	
94	11,000	15,700	
95	11,000	15,700	
96	11,000	15,700	
97	11,200	16,000	
98	11,200	16,000	
99	11,200	16,000	
100	11,200	16,000	
101	11,400	16,300	
102	11,400	16,300	
103	11,400	16,300	
104	11,400	16,300	
105	11,500	16,500	
106	11,500	16,500	
107	11,500	16,500	
108	11,500	16,500	
109	11,600	16,800	
110	11,600	16,800	
111	11,600	16,800	
112	11,600	16,800	
113	11,700	17,000	
114	11,700	17,000	
115	11,700	17,000	
116	11,700	17,000	
117	11,900	17,200	
118	11,900	17,200	
119	11,900	17,200	
120	11,900	17,200	
121	12,000	17,400	

	122	12,000	17,400		
	123	12,000	17,400		
	124	12,000	17,400		
	125	12,100	17,600		
	126	12,100	17,600		
	127	12,100	17,600		
	128	12,100	17,600		
	129	12,300	17,700		
	130	12,300	17,700		
	131	12,300	17,700		
	132	12,300	17,700		
	133	12,400	17,800		
	134	12,400	17,800		
	135	12,400	17,800		
	136	12,400	17,800		
	137	12,500	17,900		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

## 熊本県人事委員会規則第10号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第3項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第1条の2を削り、第1条の3を第1条の2とする。

第2条第1項中「第3条第2項」の次に「第1号」を加え、「、第5条第2項第1号に規定する放射線取扱作業手当、第6条に規定する医師研究手当」を削り、「第10条」の次に「第2項第2号」を加え、「、第16条の4に規定する速記手当、第16条の5に規定するダム管理手当」及び「、第25条の9に規定する衛生検査業務従事手当」を削り、同条第2項中「第3条」の次に「第2項第2号、第3号及び」を加え、「第5条第2項第2号」を「第5条」に改め、「放射線取扱作業手当」の次に「、第10条第2項第1号に規定する福祉業務手当」を加え、「、第13条に規定する農薬散布作業手当」を削り、「有毒薬品取扱作業手当」を「有害薬品等取扱作業手当」に、「、第16条の3に規定する坑内作業手当、第17条に規定する火薬類取締業務手当、第18条に規定する高圧ガス取締業務手当、第19

条に規定する高所作業手当、第20条に規定する深所作業手当、第21条に規定する圧搾空気内作業手当」を「、第16条の4に規定する速記手当、第16条の5に規定するダム管理手当」に、「土木技術現場作業手当」を「特殊現場作業手当」に改め、「航空機とう乗作業手当」の次に「、第25条の9に規定する衛生検査業務従事手当」を加え、「藪草取扱作業手当」を「い草取扱作業手当」に、「及び」を「並びに」に改める。

第3条中「若しくは圧搾空気内作業手当」を「若しくは特殊現場作業手当（特勤条例第25条の4第1項第4号に規定する業務に係るものに限る。以下この項において「圧搾空気内作業手当」という。）」に、「特勤条例第11条」を「同条例第11条」に、「同条例第21条第2項」を「第25条の4第2項第4号」に、「同条例第25条の8」を「第25条の8」に改める。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則第1条の2、第2条第1項の規定中「、第6条に規定する医師研究手当」の部分及び別表は、施行の日から平成19年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

### 熊本県人事委員会規則第11号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第13条-第19条)」を「(第13条-第18条)」に、「(第20条-第24条の3)」を「(第19条-第24条の3)」に、「(第25条-第28条)」を「(第25条-第27条)」に改める。

第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）第5条及び第6条」を削る。

第2条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「、大学教育職員給与条例第5条及び第6条」を削り、「給料月額」を「号給」に改める。

第3条第1号中「、大学教育職員給与条例第5条」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条中第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

第6条第3項を削る。

第7条中「の数」の次に「に4を乗じて得た数」を加える。

(別紙)

第8条第1項中「18月（各号に定める経験年数のうち5年までの年数の月数については、12月。ただし、第2号に該当する者で最低経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものについては、同号に定める経験年数のうち5年から当該最低経験年数を減じた年数を超えない年数の月数について12月（第2号に該当する者のうち、教育職給料表（1）、教育職給料表（2）又は教育職給料表（3）の適用を受けるものについては、同号に定める経験年数のうち5年を超え10年までの年数の月数については、15月。ただし、最低経験年数が5年を超え10年未満の年数とされている職務の級に決定されているものについては、10年から当該最低経験年数を減じた年数を超えない年数の月数について15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）」を「12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号に該当する者で最低経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものについては、同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月（第2号に該当する者のうち、教育職給料表（2）又は教育職給料表（3）の適用を受けるものについては、15月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じた数」に改め、「号数とする号給」の次に「(人事委員会の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加え、同項ただし書を削り、同項第3号中「こえる」を「超える」に改める。

第9条第1号中「9級、10級及び11級」を「7級、8級及び9級」に改め、同条第2号中「7級、8級、9級及び10級」を「6級、7級、8級及び9級」に改め、同条第7号を削る。

第10条第1項及び第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第12条中「、大学教育職員給与条例」を削り、「給料月額」を「号給」に改める。

第15条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じて、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める昇格時号給

対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第15条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を第3項とし、第3項の次に第4項として次の1項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。

第15条第5項を削り、同条第6項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同項を第5項とする。

第16条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第16条第3項中「により定められる職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは」を「により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第4項中「給料月額」を「号給」に、「第1項各号」を「第1項」に改める。

第17条第2項中「給料月額」を「号給」に改め、同項第1号中「昭和32年4月1日（以下「適用日」という。）以降に新たに職員となった者（次号に規定する者を除く。）」を「次号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第2号中「適用日の前日から引き続き在職する職員及び適用日以降に」を削る。

第18条第2項中「給料月額」を「号給」に改める。

第19条から第23条までを次のように改める。

（昇給日）

第19条 一般職員給与条例第5条第4項、県立学校給与条例第6条第4項及び市町村立学校給与条例第6条第4項の人事委員会規則で定める日は、第23条又は第23条の2に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（昇給の基準）

第19条の2 一般職員給与条例第5条第5項、県立学校給与条例第6条第5項及び市町村立学校給与条例第6条第5項の人事委員会規則で定める基準については、当分の間、別に定める。

（勤務成績の証明）

第20条 一般職員給与条例第5条第4項、県立学校給与条例第6条第4項及び市町村立学校給与条例第6条第4項の規定による昇給（第23条又は第23条の2に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表7級以上の職員に相当する職員）

第21条 一般職員給与条例第5条第5項、県立学校給与条例第6条第5項及び市町村立学校給与条例第6条第5項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
- (2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (3) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (4) 教育職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- (5) 教育職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの

（昇給号給数の抑制に係る年齢の特例）

第22条 一般職員給与条例第5条第6項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、57歳とする。

（研修、表彰等による昇給）

第23条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、一般職員給与条例第5条第4項、県立学校給与条例第6条第4項及び市町村立学校給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) あらかじめ人事委員会の指定を受けた職員研修に参加し、その成績が特に良好なものとして認定された場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

第23条の次に第23条の2として次の一条を加える。

（特別の場合の昇給）

第23条の2 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める日に、一般職員給与条例第5条第4項、県立学校給与条例第6条第4項及び市町村立学校給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日

第24条を次のように改める。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第24条 第19条から第23条の2までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第24条の2の見出し及び同条第1項並びに第2項中「給料月額」を「号給」に改め、同条第1項中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条第2項中「(別表第10)」を「(別表第9)」に改め、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の第23条に定める昇給の時期において」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じて」に、「決定」を「調整」に改め、同条第3項を削る。

第24条の3の見出し及び同条中「給料月額」を「号給」に改める。

第25条の見出し中「又は給料月額」を削る。

第26条を削る。

第27条の見出し及び同条中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削り、同条を第26条とし、第28条を第27条とする。

別表第1の(その1)行政職給料表級別標準職務表及び(その2)公安職給料表級別標準職務表を次のように改める。

(その1) 行政職給料表級別標準職務表

- 1 1級  
主事、技師の職務及びこれに相当する職務
- 2 2級  
高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務
- 3 3級  
(1) 本庁の係長の職務及びこれに相当する職務  
(2) 主任主事、主任技師の職務
- 4 4級  
(1) 本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務  
(2) 本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務
- 5 5級  
本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務
- 6 6級  
(1) 本庁の課長の職務及びこれに相当する職務  
(2) 本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務
- 7 7級  
(1) 本庁の部次長の職務及びこれに相当する職務  
(2) 本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務
- 8 8級  
本庁の困難な業務を処理する部次長の職務及びこれに相当する職務
- 9 9級  
本庁の部長の職務及びこれに相当する職務

(その2) 公安職給料表級別標準職務表

- 1 1級  
係員の職務及びこれに相当する職務
- 2 2級  
(1) 主任の職務及びこれに相当する職務  
(2) 相当高度の知識又は経験を必要とする係員の職務及びこれに相当する職務
- 3 3級  
(1) 警察本部の係長の職務及びこれに相当する職務  
(2) 相当困難な業務を処理する主任の職務及びこれに相当する職務  
(3) 高度の知識又は経験を必要とする係員の職務及びこれに相当する職務
- 4 4級  
(1) 警察本部の課長補佐の職務及びこれに相当する職務  
(2) 警察本部の相当困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務  
(3) 困難な業務を処理する主任の職務及びこれに相当する職務
- 5 5級  
(1) 警察本部の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務  
(2) 警察本部の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務
- 6 6級  
(1) 警察本部の課長の職務及びこれに相当する職務  
(2) 警察本部の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務
- 7 7級  
(1) 警察本部の相当困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務  
(2) 警察本部の特に困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務
- 8 8級  
(1) 警察本部の参事官及び理事官の職務並びにこれに相当する職務  
(2) 警察本部の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務
- 9 9級  
(1) 警察本部の部長の職務及びこれに相当する職務

(2) 警察本部の困難な業務を処理する参事官及び理事官の職務並びにこれに相当する職務

別表第1の(その7)教育職給料表(1)級別標準職務表を次のように改める。  
(その7)教育職給料表(1)級別標準職務表 削除  
別表第2の(その1)行政職給料表初任給基準表中、

2級2号給
1級5号給
1級3号給
1級2号給
2級2号給
1級4号給
1級3号給
1級2号給

を

1級25号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給
1級25号給
1級9号給
1級5号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その2)公安職給料表初任給基準表中、

1級6号給
1級2号給

を

1級17号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その3)研究職給料表初任給基準表中、

2級2号給
1級5号給
1級3号給
1級2号給

を

2級1号給
1級15号給
1級5号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その4)医療職給料表(1)初任給基準表中、

1級8号給
1級2号給

を

1級25号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その5)医療職給料表(2)初任給基準表中、

2級2号給
2級5号給
2級2号給
2級2号給
1級6号給
1級4号給
2級2号給
1級4号給
2級2号給
1級6号給
2級2号給
1級6号給
2級2号給
1級4号給
2級2号給
1級6号給
1級4号給
1級3号給
1級6号給
1級4号給
1級2号給
1級2号給

を

2級1号給
2級17号給
2級1号給
2級1号給
1級17号給
1級11号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級17号給
2級1号給
1級11号給
2級1号給
1級17号給
1級11号給
1級7号給
1級17号給
1級11号給
1級1号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その6)医療職給料表(3)初任給基準表中、

2級4号給
2級3号給
2級3号給
2級2号給
1級2号給

を

2級11号給
2級5号給
2級5号給
2級1号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その7)教育職給料表(1)初任給基準表を次のように改める。  
(その7)教育職給料表(1)初任給基準表 削除

別表第2の(その8)教育職給料表(2)初任給基準表中、

2級9号給
2級5号給
2級2号給
1級4号給
1級7号給
1級4号給
1級2号給

を

2級29号給
2級13号給
2級1号給
1級11号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

に改める。

別表第2の(その9)教育職給料表(3)初任給基準表中、

2級12号給
2級8号給
2級5号給
2級2号給
1級7号給
1級4号給
1級2号給

を

2級41号給
2級25号給
2級13号給
2級3号給
1級21号給
1級11号給
1級1号給

に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5 削除

別表第6の(その1)行政職給料表級別最低経験年数表の表を次のように改める。

試 験		職務の級						
		学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級	6級
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大学卒	0	3	7	11	13	15
	短期大学卒業程度	短大卒	0	6	10	14	16	18
	高等学校卒業程度	高校卒	0	8	12	16	18	20
	その他	中学卒	3	12	16	20	22	24

別表第6の(その2)公安職給料表級別最低経験年数表の表を次のように改める。

試 験		職務の級					
		学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級
正 規 の 試 験	警察官A	大学卒	0	2	5	10	16
	警察官B	高校卒	0	2	5	10	16
	その他	中学卒	4	6	9	14	20

別表第6の(その7)教育職給料表(1)級別最低経験年数表を次のように改める。  
(その7)教育職給料表(1)級別最低経験年数表 削除  
別表第8を次のように改める。

別表第8 昇格時号給対応表(第15条関係)  
(その1) 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	2
19	1	3	3	11	11	7	7	3	3
20	1	4	4	12	12	8	8	4	4
21	1	5	5	13	13	9	9	5	5
22	1	6	6	14	14	10	10	6	6
23	1	7	7	15	15	11	11	7	7
24	1	8	8	16	16	12	12	8	8
25	1	9	9	17	17	13	13	9	9
26	1	10	10	18	18	14	14	10	10
27	1	11	11	19	19	15	15	11	11
28	1	12	12	20	20	16	16	12	12
29	1	13	13	21	21	17	17	13	13
30	1	14	14	22	22	18	18	13	13
31	1	15	15	23	23	19	19	13	13
32	1	16	16	24	24	20	20	13	13
33	1	17	17	25	25	21	21	14	14
34	2	18	18	26	26	21	22	14	14
35	3	19	19	27	27	22	23	14	14
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	15	15
38	6	22	22	30	30	23	25	15	15
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	16	16
42	10	26	26	34	34	25	27	16	16
43	11	27	27	35	35	26	28	16	16
44	12	28	28	36	36	26	28	16	16
45	13	29	29	37	37	27	29	17	17
46	14	30	30	38	38	27	29		
47	15	31	31	39	39	28	30		
48	16	32	32	40	40	28	30		
49	17	33	33	41	41	29	31		
50	18	34	34	42	41	29	31		
51	19	35	35	43	42	29	32		
52	20	36	36	44	42	30	32		
53	21	37	37	45	43	30	33		
54	22	38	38	46	43	30	33		
55	23	39	39	47	44	31	34		

56	24	40	40	48	44	31	34
57	25	41	41	49	45	31	35
58	25	41	42	50	45	32	35
59	26	42	43	51	46	32	36
60	26	42	44	52	46	32	36
61	27	43	45	53	47	33	37
62	27	43	45	54	47	33	
63	28	44	45	55	48	34	
64	28	44	46	56	48	34	
65	29	45	46	57	49	35	
66	29	45	46	58	49	35	
67	30	46	47	59	50	36	
68	30	46	47	60	50	36	
69	31	47	47	61	51	37	
70	31	47	48	62	51	37	
71	32	48	48	63	52	38	
72	32	48	48	64	52	38	
73	33	49	49	65	53	39	
74	33	49	49	66	54	39	
75	34	49	49	67	55	40	
76	34	49	50	68	56	40	
77	35	50	50	69	57	41	
78	35	50	50	70	58		
79	36	50	51	71	59		
80	36	50	51	72	60		
81	37	51	51	73	61		
82	37	51	52	74	62		
83	38	51	52	75	63		
84	38	51	52	76	64		
85	39	52	53	77	65		
86	39	52	53	78			
87	40	52	53	79			
88	40	52	53	80			
89	41	53	54	81			
90	41	53	54	82			
91	42	53	54	83			
92	42	53	54	84			
93	43	53	55	85			
94		54	55				
95		54	55				
96		54	55				
97		54	56				
98		54	56				
99		55	56				
100		55	56				
101		55	57				
102		55	57				
103		55	58				
104		56	58				
105		56	59				
106		56	59				
107		56	60				
108		56	60				
109		57	61				
110		57	61				
111		57	62				
112		57	62				
113		58	63				
114		58					
115		58					
116		58					
117		59					

118		59						
119		59						
120		59						
121		60						
122		60						
123		60						
124		60						
125		61						

(その2) 公安職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	1	1	1	1
11	3	1	1	1	1	3	3	1
12	4	1	1	1	1	4	4	1
13	5	1	1	1	1	5	5	1
14	6	2	1	1	1	6	6	2
15	7	3	1	1	1	7	7	3
16	8	4	1	1	1	8	8	4
17	9	5	1	1	1	9	9	5
18	10	6	2	1	1	10	10	6
19	11	7	3	1	1	11	11	7
20	12	8	4	1	1	12	12	8
21	13	9	5	1	1	13	13	9
22	14	10	6	1	1	14	14	10
23	15	11	7	1	1	15	15	11
24	16	12	8	1	1	16	16	12
25	17	13	9	1	1	17	17	13
26	18	14	10	2	1	18	18	14
27	19	15	11	3	1	19	19	15
28	20	16	12	4	1	20	20	16
29	21	17	13	5	1	21	21	17
30	22	18	14	6	1	22	22	18
31	23	19	15	7	1	23	23	19
32	24	20	16	8	1	24	24	20
33	25	21	17	9	1	25	25	21
34	26	22	18	10	1	26	26	22
35	27	23	19	11	1	27	27	23
36	28	24	20	12	1	28	28	24
37	29	25	21	13	1	29	29	25
38	30	26	22	14	1	30	30	26
39	31	27	23	15	1	31	31	27
40	32	28	24	16	1	32	32	28
41	33	29	25	17	1	33	33	29
42	34	30	26	18	1	34	34	30
43	35	31	27	19	1	35	35	31
44	36	32	28	20	1	36	36	32
45	37	33	29	21	1	37	37	33
46	38	34	30	22	1	38	38	34
47	39	35	31	23	1	39	39	35
48	40	36	32	24	1	40	40	36
49	41	37	33	25	1	41	41	37
50	42	38	34	26	1	42	42	38
51	43	39	35	27	1	43	43	39
52	44	40	36	28	1	44	44	40
53	45	41	37	29	1	45	45	41
54	46	42	38	30	1	46	46	42
55	47	43	39	31	1	47	47	43
56	48	44	40	32	1	48	48	44
57	49	45	41	33	1	49	49	45

58	50	46	42	34	50	49	46	35
59	51	47	43	35	51	49	47	36
60	52	48	44	36	52	50	48	36
61	53	49	45	37	53	50	49	37
62	54	50	46	38	54	50	50	
63	55	51	47	39	55	51	51	
64	56	52	48	40	56	51	52	
65	57	53	49	41	57	51	53	
66	58	54	50	42	58	52	53	
67	59	55	51	43	59	52	54	
68	60	56	52	44	60	52	54	
69	61	57	53	45	61	53	55	
70	62	58	54	45	62	54	55	
71	63	59	55	46	63	55	56	
72	64	60	56	46	64	56	56	
73	65	61	57	47	65	57	57	
74	66	62	58	47	66	58	58	
75	67	63	59	48	67	59	59	
76	68	64	60	48	68	60	60	
77	69	65	61	49	69	61	61	
78	70	66	62	50	70	62		
79	71	67	63	51	71	63		
80	72	68	64	52	72	64		
81	73	69	65	53	73	65		
82	74	70	66	54	74	65		
83	75	71	67	55	75	66		
84	76	72	68	56	76	66		
85	77	73	69	57	77	67		
86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61				
95	84	83	75	61				
96	84	84	76	62				
97	85	85	77	62				
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				

120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126		104	101					
127		104	102					
128		104	102					
129		105	103					
130		105	103					
131		106	104					
132		106	104					
133		107	105					
134		107	106					
135		108	107					
136		108	108					
137		109	109					
138		109	110					
139		109	111					
140		110	112					
141		110	113					
142		110						
143		111						
144		111						
145		111						

## (その3) 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	1
19	1	1	3	1
20	1	1	4	1
21	1	1	5	1
22	1	1	6	2
23	1	1	7	3
24	1	1	8	4
25	1	1	9	5
26	2	1	10	6
27	3	1	11	7
28	4	1	12	8
29	5	1	13	9
30	6	1	14	10
31	7	1	15	11
32	8	1	16	12
33	9	1	17	13
34	10	2	18	14
35	11	3	19	15
36	12	4	20	16
37	13	5	21	17
38	14	6	22	17
39	15	7	23	18
40	16	8	24	18
41	17	9	25	19
42	18	10	26	19
43	19	11	27	20
44	20	12	28	20
45	21	13	29	21
46	22	14	29	21
47	23	15	30	22
48	24	16	30	22
49	25	17	31	23
50	25	17	31	23
51	26	18	32	24
52	26	18	32	24
53	27	19	33	25

54	27	19	34	25
55	28	20	35	26
56	28	20	36	26
57	29	21	37	27
58	30	21	37	27
59	31	22	38	28
60	32	22	38	28
61	33	23	39	29
62	33	23	39	29
63	34	24	40	29
64	34	24	40	30
65	35	25	41	30
66	35	25	41	30
67	36	26	41	31
68	36	26	42	31
69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	
75	40	30	44	
76	40	30	44	
77	41	31	45	
78	41	31	45	
79	42	32	46	
80	42	32	46	
81	43	33	47	
82	43	33	47	
83	44	33	48	
84	44	34	48	
85	45	34	49	
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36		
91	50	36		
92	50	36		
93	51	37		
94	51	37		
95	52	37		
96	52	38		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	39		
100	56	39		
101	57	39		
102	57	40		
103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	41		
108	60	42		
109	61	42		
110	61	42		
111	61	43		

112	62	43		
113	62	43		
114	62	44		
115	63	44		
116	63	44		
117	63	45		
118	64	45		
119	64	46		
120	64	46		
121	65	47		

(その4) 医療職給料表(1) 昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6
31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29

54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41
71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

## (その5) 医療職給料表(2) 昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28
55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28

57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	
67	40	51	55	43	40	
68	40	52	56	43	40	
69	41	53	57	43	41	
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48		
87		61	68	48		
88		61	68	48		
89		61	69	49		
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75	52		
99		63	76	52		
100		64	76	52		
101		64	77	53		
102		64	77	53		
103		64	78	54		
104		64	78	54		
105		65	79	55		
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

## (その6) 医療職給料表 (3) 昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33

58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		

120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

## (その7) 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11

52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	
82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	

109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

(その8) 教育職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1

52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1
55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	
95	64	47	
96	64	48	
97	65	49	
98	65	50	
99	65	51	
100	65	52	
101	66	53	
102	66	54	
103	66	55	
104	66	56	
105	67	57	
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	

109	68	61
110	68	61
111	68	62
112	68	62
113	69	63
114	69	63
115	69	64
116	69	64
117	70	65
118	70	66
119	70	67
120	70	68
121	71	69
122	71	69
123	71	70
124	71	70
125	72	71
126		71
127		72
128		72
129		73
130		73
131		74
132		74
133		75
134		75
135		76
136		76
137		77
138		77
139		78
140		78
141		79
142		79
143		80
144		80
145		81
146		81
147		82
148		82
149		83

別表第9を削る。

別表第10の備考1を削り、同表の備考2を同表の備考とし、同表を別表第9とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第2条の改正規定中「、大学教育職員給与条例第5条及び第6条」を削る部分、第3条第1号の改正規定、第9条第7号を削る改正規定、第12条の改正規定中「、大学教育職員給与条例」を削る部分、別表第1の(その7)教育職給料表(1)級別標準職務表の改正規定、別表第2の(その7)教育職給料表(1)初任給基準表の改正規定及び別表第6の(その7)教育職給料表(1)級別最低経年数表の改正規定については、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。  
(在級年数等に関する経過措置)
- 2 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年熊本県条例第8号)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第6の級別最低経年数表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
  - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級であった職員  
旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
  - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間  
(切替日における昇格又は降格の特例)
- 3 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の規則第15条又は第16条の規定を適用する。  
(昇給の基準)
- 4 一般職員給与条例第5条第5項、県立学校給与条例第6条第5項及び市町村立学校給与条例第6条第5項の人事委員会規則で定める職員を昇給させる場合の昇給の基準は、改正後の規則第20条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数(以下「基準号給数」という。)とする。ただし、勤務成績の証明に基づき、昇給させることが相当でない認められる職員は、昇給しない。
  - (1) 勤務成績が特に良好である職員 5号給以上(ただし、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び改正後の規則第21条に掲げる職員(以下「特定職員」という。)にあっては4号給以上とし、一般職員給与条例第5条第6項、県立学校給与条例第6条第6項又は市町村立学校給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、3号給以上とする。)
  - (2) 勤務成績が良好である職員 4号給(ただし、特定職員にあっては3号給とし、一般職員給与条例第5条第6項、県立学校給与条例第6条第6項又は市町村立学校給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、2号給とする。)
  - (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3号給以下(ただし、特定職員にあっては2号給以下とし、一般職員給与条例第5条第6項、県立学校給与条例第6条第6項又は市町村立学校給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、1号給とする。)

(平成19年1月1日における昇給)
- 5 平成19年1月1日において、職員を一般職員給与条例第5条第4項、県立学校給与条例第6条第4項又は市町村立学校給与条例第6条第4項の規定による昇給(改正後の規則第23条又は第23条の2に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、前項に定める基準号給数に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった職員又は切替日後に改正後の規則第15条第3項又は第18条第2項の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、号給数が0となる職員は昇給しない。
- 6 前項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月1日において職務の級を異にする異動又は改正後の規則第17条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。  
(熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 7 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成8年熊本県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。  
附則第2項の前の見出し及び同項から附則第14項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。

附則別表第1から附則別表第3までを削る。

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

**熊本県人事委員会規則第12号**

熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の管理職手当に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の部共通の款本庁の項中「部次長」を「部次長 総室長」に、「課長（支給割合100分の18の者を除く。）」を「課長（支給割合100分の18の者を除く。）副総室長」に改め、同部総合政策局の款本庁の項中

局次長	100分の20	を	局次長	100分の20	に改め、
			政策調整監	100分の16	

同部総務部の款本庁の項中「危機管理監 総室長」を「危機管理監」に、

			人事課長 財		
			総室次長 危		
政課長	100分の18	を	人事課長 財政課長	100分の18	に改め、同款地方出
機管理室長	100分の16				

先機関の項中「消防学校長」を「消防学校長 くまもと県民交流館長」に、「防災消防航空センター所長」を「防災消防航空センター所長 くまもと県民交流館副館長」に改め、同部地域振興部の款本庁の項中「総室長」を「川辺川ダム対策監」に、「100分の20」を「100分の18」に、「総室次長」を「地域政策監」に改め、同部健康福祉部の款本庁の項中

総室長	100分の20	を	医療政策監	100分の16	に改め、
総室次長	100分の16				

同部環境生活部の款本庁の項中「人権センター長」を「人権センター長 環境政策監」に改め、同款地方出先機関の項を次のように改める。

地方出先機関	消費生活センター所長	100分の16
	消費生活センター次長 環境センター副館長	100分の12

別表知事の事務部局の部商工観光労働部の款本庁の項を次のように改める。

本庁	労働雇用政策監	100分の16
----	---------	---------

別表知事の事務部局の部商工観光労働部の款地方出先機関の項中「工業審議員」を「商工審議員 工業審議員」に改め、同部農政部の款を削り、同部林務水産部の款を次のように改める。

農林水産部	本庁	農林水産政策監 家畜衛生対策監	100分の16
	地方出先機関	農業研究センター所長	100分の25
		農業研究センター次長 農業大学校長	100分の20
		首席農政審議員	100分の18
		熊本農政事務所長 農業研究センター企画調整部長 農業研究センター農産園芸研究所長 農業研究センター生産環境研究所長 農業研究センターい業研究所長 農業研究センター果樹研究所長 農業研究センター畜産研究所長 食品加工研究所長 農業大学校副校長 農業大学校学部長 農業大学校研修部長 中央家畜保健衛生所長 城北家畜保健衛生所長 阿蘇家畜保健衛生所長 城南家畜保健衛生所長 林業研究指導所長 水産研究センター所長	100分の16
		農政審議員 農業審議員 林政審議員 水産審議員	100分の14
		熊本農政事務所次長 農業研究センター管理部長 農業研究センター農産園芸研究所茶業研究所長 農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所長 農業研究センター高原農業研究所長 農業研究センター球磨農業研究所長 農業研究センタ	100分の12

	一天草農業研究所長 食品加工研究所次長 農業大学校事務 長 天草家畜保健衛生所長 林業研究指導所次長 水産研究 センター次長 水産研究センター内水面研究所長 漁業取締 事務所長	
--	---	--

別表知事の事務部局の部土木部の款本庁の項を次のように改める。

本庁	室長	100分の20
	営繕専門監	100分の16

別表知事の事務部局の部土木部の款地方出先機関の項中「天草空港管理事務所次長 新幹線事務所長（支給割合100の16の者を除く。）」を「天草空港管理事務所次長」に改め、同表監査委員事務局の部中「100分の25」を「100分の20」に改め、同表教育庁の部本庁の項中「課長（支給割合100の18の者を除く。）」を「課長（支給割合100の18の者を除く。）」高校整備政策監」に改め、同部地方出先機関の項中「図書館長 美術館長」を「美術館長」に、「生涯学習推進センター所長」を「生涯学習推進センター所長 図書館長 教育センター所長」に、「教育事務所長 教育センター所長」を「教育事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第2条第2号ア中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）」及び「、大学教育職員給与条例第6条の2」を削り、同条第3号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 一般地方独立行政法人の役員（人事委員会の定める者に限る。）

第4条の2第3号ア中「9級、10級及び11級」を「7级以上」に改め、同号イ中「9級及び10級」を「8级以上」に改める。

第4条の3第1項及び第2項中「4級」を「3級」に改める。

第6条第1項第2号中オをカとし、エの次に次のように加える。

オ 一般地方独立行政法人の役員（人事委員会の定める者に限る。）

第6条の2第1項中「並びに大学教育職員給与条例第18条の2第6項」及び「、大学教育職員給与条例」を削り、同条第2項中「、大学教育職員給与条例」を削る。

第6条の3、第6条の4及び第6条の6中「並びに大学教育職員給与条例第18条の2第6項」を削る。

第13条第1号中「100分の150」を「100分の145」に、「100分の190」を「100分の185」に改め、同条第2号中「100分の80」を「6月に支給する場合には100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）、12月に支給する場合には100分の80」に改める。

第13条の2の前の見出し及び同条から第13条の8までを削る。

第14条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第15条中「又は大学教育職員給与条例第18条の2第2項の期末特別手当基礎額」を削る。

第16条中「、勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改める。

別表第1行政職給料表の部中

11級に属する職員
10級に属する職員
9級に属する職員
8級に属する職員
7級に属する職員
6級に属する職員
5級に属する職員
4級に属する職員

を

9級に属する職員
8級に属する職員
7級に属する職員
6級に属する職員
5級に属する職員
4級に属する職員
3級に属する職員

に改め、

」

同表公安職給料表の部中	10級に属する職員	を	9級に属する職員	に、「(7級)」を「(6級)」
	9級に属する職員		8級に属する職員	
	8級に属する職員		7級に属する職員	
	7級に属する職員		6級に属する職員	
	6級に属する職員		5級に属する職員	
	5級に属する職員		4級に属する職員	
	4級に属する職員		3級に属する職員	
	3級に属する職員			

に、「(5級)」を「(4級)」に改め、同表教育職給料表(1)の部を削る。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第2条の改正規定、第6条から第6条の4までの改正規定、第6条の6の改正規定、第13条の2の前の見出し及び同条から第13条の8までを削る改正規定、第14条、第15条及び第16条の改正規定並びに別表第1の教育職給料表(1)の部を削る改正規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

#### 熊本県人事委員会規則第14号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(熊本県職員の昇給停止年齢の改定に伴う経過措置に関する規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 熊本県職員の昇給停止年齢の改定に伴う経過措置に関する規則(平成14年熊本県人事委員会規則第19号)
- (2) 昇格又は降格の特例に関する規則(平成17年熊本県人事委員会規則第44号)
- (3) 平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例に関する規則(平成17年熊本県人事委員会規則第48号)

(熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則(昭和26年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。)第14条及び第21条」を削る。

第8条の見出し及び同条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第10条第2項中「及び大学教育職員給与条例第14条」を削る。

第13条中「、大学教育職員給与条例第16条」を削る。

第14条中「調整手当」を「地域手当」に改め、「、大学教育職員給与条例」を削る。

(熊本県職員等の給与簿に関する規則の一部改正)

第3条 熊本県職員等の給与簿に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第10条第1号中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第10条第1号中「、期末特別手当」を削る。

(熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第4条 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和46年熊本県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条中「熊本県職員の調整手当に関する規則(昭和45年熊本県人事委員会規則第17号)」を「熊本県職員の地域手当に関する規則(平成18年熊本県人事委員会規則第8号)」に、「調整手当の」を「地域手当の」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則(昭和63年熊本県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。)第14条及び第21条」を削る部分、「及び大学教育職員給与条例第14条」を削る部分、「、大学教育職員給与条例第16条」を削る部分及び「、大学教育職員給与条例」を削る部分については、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第15号**

公立大学法人熊本県立大学の設立に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則（熊本県再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正）

第1条 熊本県再任用短時間勤務職員の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年熊本県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

本文中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号）第6条の2」を削る。

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第2条 給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号）別表」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

（熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第3条 熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学職員給与条例」という。）第8条の2」を削る。

第2条第2項を削る。

第3条中「及び大学職員給与条例第8条の2第1項」を削り、「前条第1項」を「前条」に改め、「及び同条第2項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）」を削る。

第4条中「及び大学職員給与条例第8条の2第2項」を削り、「次の各号に掲げる職員」を「前条に規定する経過期間内に新たに第2条に規定する職を占めることとなった職員」に改め、第1号及び第2号を削る。

第6条第1項中「職員の区分及び」を削り、同条第2項中「（大学職員給与条例第19条の例による場合を含む。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

期間の区分	手当額	期間の区分	手当額
	円		円
1年未満	268,500	18年以上19年未満	256,500
1年以上2年未満	268,500	19年以上20年未満	252,500
2年以上3年未満	268,500	20年以上21年未満	248,500
3年以上4年未満	268,500	21年以上22年未満	238,600
4年以上5年未満	268,500	22年以上23年未満	228,500
5年以上6年未満	268,500	23年以上24年未満	218,800
6年以上7年未満	268,500	24年以上25年未満	208,800
7年以上8年未満	268,500	25年以上26年未満	198,900
8年以上9年未満	268,500	26年以上27年未満	185,200
9年以上10年未満	268,500	27年以上28年未満	171,800
10年以上11年未満	268,500	28年以上29年未満	158,400
11年以上12年未満	268,500	29年以上30年未満	144,700
12年以上13年未満	268,500	30年以上31年未満	129,800
13年以上14年未満	268,500	31年以上32年未満	114,800
14年以上15年未満	268,500	32年以上33年未満	100,100
15年以上16年未満	268,500	33年以上34年未満	75,300
16年以上17年未満	264,500	34年以上35年未満	52,500
17年以上18年未満	260,500		

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となった日以後の期間を示す。

（熊本県職員の時間外勤務手当等の支給割合に関する規則の一部改正）

第4条 熊本県職員の時間外勤務手当等の支給割合に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）第13条及び第14条」を削る。

第2条第1項中「及び大学教育職員給与条例第13条第1項第1号」を削り、同項第2号中「及び大学教育職員給与条例第13条第1項第2号」を削り、同条第2項中「及び大学教育職員給与条例第13条第2項」及び「及び大学教育職員給与条例第13条第3項」を削り、同項第1号中「及び大学教育職員給与条例第14条」及び「及び大学教育職員給与条例第6条の2」を削り、同条第4項中「並びに大学教育職員給与条例第13条第2項」を削る。

第3条中「及び大学教育職員給与条例第14条」を削る。

（熊本県職員の宿日直手当に関する規則の一部改正）

第5条 熊本県職員の宿日直手当に関する規則（昭和28年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、並びに熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号）第15条第1項」を削る。

（熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第6条 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年熊本県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第74号。以下「大学職員給与条例」という。）第15条の2」を削る。

第2条第1項中「、大学職員給与条例第15条の2第2項」を削り、同条第2項中「、大学職員給与条例第15条の2第2項ただし書」を削る。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第7条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表出先機関の表中県立大学の項を削る。

附 則

この規則は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1小学校の部上益城教育事務所の項中 「清和小学校  
朝日小学校  
小峰小学校」 を「清和小学校」に改め、

同部芦北教育事務所の項中 「大野小学校  
告小学校  
海路小学校」 を「海路小学校」に、「石坂川小学校石飛分校」

を「石坂川小学校石飛分校」に改め、同部球磨教育事務所の項中 「五木東小学校平瀬分校  
大野小学校  
五木西小学校」

を、「五木北小学校」に、「三浦小学校」を、「五木北小学校」に、「五木西小学校端海野分校」を「五木西小学校端海野分校」に、「三浦小学校下梶原分校」を「五木北小

学校平沢津分校」に改め、同部天草教育事務所の項中 「深海小学校  
浅海小学校  
中南小学校江後分校」

小学校江後分校」に、「湯島小学校」を「深海小学校  
湯島小学校」に改める。

別表第2小学校の部芦北教育事務所の項中 「白木小学校  
赤崎小学校」 を「赤崎小学校」に改める。

別表第3小学校の部上益城教育事務所の項の次に次のように加える。

八代教育事務所	八竜小学校
---------	-------

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

**熊本県人事委員会規則第17号**

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年熊本県人事委員会規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第13条の表中24の項を削り、25の項を24の項とし、26の項を25の項とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

**熊本県人事委員会告示第1号**

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程  
熊本県職員の任用に関する規則の施行規程（昭和46年熊本県人事委員会告示第1号）の  
一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「（県立大学事務職員を除く。以下同様とする。）」を削る。

附 則

この規程は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

**熊本県人事委員会告示第2号**

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程  
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次の  
ように改正する。

第6条中「若しくは熊本県立大学教育職員の給与に関する条例（昭和28年熊本県条例第  
74号。以下「大学教育職員給与条例」という。）第13条、第14条及び第15条」を削る。

第13条第6号中「調整手当」を「地域手当」に改め、「期末特別手当」を削る。

第14条第8号中「調整手当率」を「地域手当率」に改め、同条第14号中「農林漁手  
当率」を「農林漁普手当率」に改め、同条第18号中「大学教育職員給与第20条」を削る。

第17条第1項第8号中「調整手当」を「地域手当」に改め、第2項第1号中「「期末  
（特別）支給率」「期末（特別）手当額」「勤勉支給率」「勤勉手当額」の各欄」を「「期末  
手当基礎額」「期末支給率」「期末手当額」「勤勉手当基礎額」「勤勉支給率」「勤勉手当額」  
の各欄」に改め、「大学教育職員給与条例」を削り、「熊本県職員の期末手当、勤勉手当  
及び期末特別手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）」を「熊本県職  
員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年熊本県人事委員会規則第24号）」に改  
め、「支給率」の前に「基礎額、」を加え、同項第3号中「期末（特別）手当額」を「期末  
手当額」に改める。

別記第2号様式中「調整手当率」を「地域手当率」に、「農林漁手当率」を「農林漁普

手当率」に、

自 己 該 当				
なし	寡婦	障害	老年	勤労

を 

自己該当			
なし	寡婦	障害	勤労

に、「調整手当」を

「地域手当」に、「農改」を「農普」に改める。

別記第3号様式中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。



## 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定、第13条第6号の改正規定、第14条第18号の改正規定、第17条第2項第1号の改正規定（「支給率」の前に「基礎額、」を加える部分を除く。）及び同項第3号の改正規定については、公立大学法人熊本県立大学の成立の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本県職員等の給与簿取扱規程別記第3号様式の給料月額は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項から第9項まで、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項から第8項まで、又は熊本市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）附則第6項から第8項までの規定による給料を含むものとする。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年3月23日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会訓令第1号**

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項第1号中「の規定に基づく同項第3号」を「各号」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第2号中「給料月額」を「号給」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正前の熊本県人事委員会事務局処務規程の別表第1の5の項第4号の規定は、公立大学法人熊本県立大学の成立の日の前日までの間その効力を有する。

